

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 24 日

岐阜市長 様



提出者
住 所

岐阜県関市倉知3204番地の4
氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
青 協 建 設 株 式 会 社
代表取締役社長 各務 剛児

電話番号
0575-22-3111(代)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	青協建設株式会社
事 業 場 の 所 在 地	岐阜県関市倉知3204番地の4
計 画 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に

① 事 業 の 種 類	総合建設業
② 事 業 の 規 模	104億円(年間完成高)
③ 従 業 員 数	140人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物処理業者の確認。 産業廃棄物処理委託契約を行う。 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行 産業廃棄物処分業許可証の写しを頂く。 社内にて5年間保存。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

ISO14001による環境マニュアルによる管理体制にて行う。

①現場作業所長にて、産業廃棄物処理委託契約書の作成、産業廃棄物管理票(マニフェストの発行)を行う。

②工事終了後、作業所長はISO14001による環境マニュアル、作業所廃棄物処理関連記録書に産業廃棄物排出状況を取りまとめ、産業廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を添付し、各部門内の文章管理担当者へ提出。確認後、当社、管理部にて5年間保管する。

③尚、当社決算期に於いて、各部門に於ける文章管理担当者は、作業所廃棄物関連記録書の取りまとめを行い、管理部に提出をし、各部門の年間集計表を管理部にて作成をし、5年間保管する。

④行政に対する報告は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を年に1回行う。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	排 出 量	6,340 t	3,200 t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理委託契約を行う。 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	排 出 量	4,000 t	3,000 t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物処理委託契約を行う。 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場にてふるい分け
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルトは自社処理(中間処理)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(平成 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和 5 年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	全処理委託量	6340 t	3,200 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	6340 t	3,200 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	中間処理業者と、処理委託契約書を結び、排出時には、マニフェストを記載の上運搬し処理をお願いする。外部処理業者に処分委託時は、産業廃棄物処分業許可証の写しを頂く。自社処理分も行政の指導により、同様とする。		

(第5面)

②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトガラ	コンクリートガラ
	全処理委託量	4,000.00 t	3,000.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	4,000.00 t	3,000.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物処理委託契約を行う。 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の発行 産業廃棄物処分業許可証の写しを頂く。		
※事務処理欄			